

○大野城太宰府環境施設組合職員の旅費に関する条例

平成14年12月24日
条例第5号

大野城太宰府環境施設組合職員の旅費に関する条例(昭和55年条例第7号)の全部を次のように改正する。

大野城太宰府環境施設組合職員等(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に定める特別職及び一般職に属する職員)の旅費に関しては、大野城市職員等の旅費に関する条例(平成18年大野城市条例第3号)を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第3号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。